

回答書

鎌ヶ谷市市有財産一時貸付（庁舎食品等自動販売機設置）に係る公募型プロポーザルについて質問がありましたので、以下のとおり回答します。

No	質問内容	回答内容
1	参加申込書の記載方法について 1枚目に記載する -- 所在地又は住所 商号又は名称 申込者職氏名 -- に記載する住所は本社所在地で宜しいでしょうか？ もしくは担当である私が勤務している住所を記載で宜しいでしょうか？	本市と契約する際の契約相手方となる本社又は営業所の所在地又は住所等を記載してください。
2	提出書類について No.1 2つ目の○印 過去2年間に自動販売機設置運営事業を行った実績を証明する契約書の写し こちらの契約書はほかの自治体と取り交わした契約書のコピーを準備すれば 宜しいでしょうか？	他の自治体と取り交わした契約書の写しで構いません。
3	4 自動販売機の個別条件(3)自動販売機の販売品について、おむすびを販売してもよろしいでしょうか。	おむすびを販売いただいて構いません。

4	<p>4 自動販売機の個別条件(5)デザインについて、設置する自動販売機1台を車椅子対応機にするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>鎌ケ谷市役所本庁舎地下「休憩コーナー」に設置する1台の飲料自動販売機については、通常の商品ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがある自動販売機を設置してください。</p>
5	<p>7 その他の事項について(2)一時貸付物件に工作物を設置することはできないとありますが、FM看板取付不可という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>自動販売機に関連する看板であれば、取り付け可能です。</p>
6	<p>7 その他の事項について(5)契約保証金 鎌ケ谷市財務規則125条契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。とありますが、金額はいくらくらいになるのかをご教示いただきたく存じます。</p>	<p>参加申込書等で確実な履行が認められるため、鎌ケ谷市財務規則125条第3項第8号の規定により免除となります。</p>
7	<p>鎌ケ谷市市有財産一時貸付(庁舎食品等自動販売機設置)に係る公募型プロポーザル実施要領 第7参加申し込み方法(1)提出方法 法人の場合に記載の○納税証明書に関して、こちらは原本と写しのどちらをご準備させていただければよろしいでしょうか。</p>	<p>原本でも写しでもどちらでも構いません。</p>
8	<p>食品機・アイス等自販機のオペレーションについて、提携先の別会社に委託する事は可能でしょうか？</p>	<p>本市との契約内容の全部又主要な部分を委託していなければ問題ありません。ただし企画提案書を提出する際に、委託を行う相手方の名称並びに所在地、委託を行う業務の範囲、委託を行う理由、委託の相手方が業務を履行する能力の可否について確認できる書類を提出してください。</p>

9	参加申込書の捺印は、管轄支店の支店長印でOKでしょうか？	本市と契約する際に使用する印を使用してください。
10	提出する企画提案書ですが、各項目の記載があれば、パワーポイントで作成する企画提案書の提出のみでもOKでしょうか？	企画提案書（様式第2号）の内容を網羅していて、各項目の順番が企画提案書（様式第2号）の順番と一致していれば、パワーポイントで作成いただいても構いません。